

# 「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正  
令和 2 年 4 月 1 日一部改正  
令和 4 年 8 月 30 日一部改正  
令和 5 年 6 月 9 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

## 第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

### 1. 技能水準及び評価方法等

#### (1) 「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」（運用方針 3（1）アの試験区分）

##### ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

###### （技能水準）

当該試験は、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、ビルクリーニング分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

###### （評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法：実技試験

##### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施することで適正な実施が担保される。

(2) 「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」(運用方針3(2)アの試験区分)

ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)  
(技能水準)

「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」の合格及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上有することを要件とする(注)。

「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」は、建築物(住宅を除く。)内部の清掃を自らの判断で適切な方法等で行い、複数の作業員を指導しながら現場を管理し、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務を行うことができる技能を有する者であることを認定するものであり、「技能検定1級」は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、実務経験を確認することで、その者が複数の作業員を指導しながら作業に従事し、現場を管理する能力を有すると認められる。

したがって、これらの要件を満たす者は、ビルクリーニング分野における業務について法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)において定める熟練した技能を有するものと認める。

(注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、ビルクリーニング分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

(評価方法)

① 「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法：学科試験及び実技試験

② 「技能検定1級」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

①及び②の試験は、試験実施に必要な設備を備え、大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施することで適正な実施が担保される。

(3) 国内試験の対象者

「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」及び「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### （1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### （2）「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### （3）業務上必要な日本語能力水準

上記（1）又は（2）の試験に合格した者（下記第3の2（2）において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

### 1. ビルクリーニング分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

厚生労働大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) ビルクリーニング分野の特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から厚生労働省に提供)
- (2) 有効求人倍率、有効求人者数と有効求職者数の差
- (3) 業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査等

### 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 厚生労働大臣は、上記1に掲げた指標の動向や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況についての的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 特定技能外国人が従事する業務

ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

#### (1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。

#### (2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛

生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務のほか、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務をいう。

## 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

## 3. 特定技能所属機関に対して特に講じる措置

### (1) ビルクリーニング分野特定技能協議会（運用方針5(2)イ、ウ及びエ関係）

厚生労働省は、ビルクリーニング分野の特定技能所属機関、業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者により構成される「ビルクリーニング分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、ビルクリーニング分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定等について協議を行う。

また、特定技能所属機関は、協議会で協議が調った措置を講じるとともに、以下の事項について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等

### (2) 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5(2)オ関係）

特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。

## 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

**(1) 治安上の問題に対する措置**

厚生労働省は、ビルクリーニング分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

**(2) 治安上の問題を把握するための取組**

厚生労働省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

**(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等**

厚生労働省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。